

**〔改訂〕 統合型リゾート（IR）に関する
基本的な考え方（骨子）**

令和7年11月

経済部観光局観光振興課

目 次

1. 経過等	1
2. 「基本的な考え方」の改訂に向けた論点		
(1) I R導入の意義	2
(2) 北海道 I Rの基本コンセプト	3
① 国際会議場施設、展示施設 (M I C E施設)		
② 魅力増進施設		
③ 送客施設		
④ 宿泊施設		
⑤ その他施設		
⑥ I R施設総体、事業運営		
(3) 優先候補地	8
(4) 社会的影響対策の方向性	8
3. [改訂]「統合型リゾート(I R)に関する基本的な考え方」の構成	9

1. 経過等

- ・ 統合型リゾート（IR）は、民間投資や観光消費の拡大など、本道の発展に寄与する可能性が期待されるプロジェクトである一方、道民理解の促進や、ギャンブル等依存症をはじめとする社会的影響への対策などといった課題があるところ。
- ・ 道では、観光を取り巻く情勢の変化や、今後の国の動向なども注視しながら、北海道らしいIRコンセプトの構築に向け、中長期的な視点に立って検討を進めてきたが、令和5年度に、国による初めての区域整備計画の認定が行われたほか、コロナ禍からのインバウンドの回復や、国際会議の開催数の増加など、IRを取り巻く環境は大きく変化してきている。
こうした情勢変化を踏まえ、令和7年8月に道内市町村に対し、「IRに係る意向調査」を実施し、新たな観光客の誘致や経済効果などへの期待のほか、大規模施設の継続的な事業運営やオーバーツーリズム、ギャンブル等依存症への懸念などの幅広い意見をいただいた。
- ・ 道としては、こうした認識のもと、北海道らしいIRコンセプトの構築に向け、令和元年度に策定した「統合型リゾート（IR）に関する基本的な考え方」を改訂することとした。

平成31年4月策定「IRに関する基本的な考え方」の記載ポイント

（1）導入の意義

諸外国で展開されているIRの事例と日本型IRの基本モデルを提示。

本道にIRを設置した場合の波及効果、北海道経済のインパクト、観光面での効果を提示。

（2）北海道IRの基本コンセプト

北海道に相応しいIRのコンセプトを掲げ、IR整備法に掲げられている整備すべき施設ごと（MICE、魅力増進、送客、宿泊、その他）の整備の方向性について、イメージを提示。

（3）優先候補地

誘致提案・要望のあった釧路市、苫小牧市、留寿都村を比較検討。

交通の利便性や経済効果などの面から、苫小牧市の候補地を優先することが妥当とした上で、整理すべき課題を提示。

（4）社会的影響対策の方向性

「ギャンブル等依存症対策」、「青少年の健全育成」、「マナー・ローンダリング対策等」を提示。

■ まとめ

懸念される諸課題への万全の対策を講じることを前提に、IR誘致に向けた取組を進めることが重要との考えを提示。

2. 「基本的な考え方」の改訂に向けた論点

<論点整理の考え方>

- ・ I Rを取り巻く環境の大きな変化
- ・ 市町村、経済団体、観光関係事業者、平成 30 年度の有識者懇談会委員からの意見
- ・ 経済効果の明確化やギャンブル等依存症、事業の継続性への懸念など、メリット・デメリット両面について、平成 31 年 4 月策定時の構成に沿って整理。

<論点整理で参考とした意見などの記載>

- ・ 論点の整理に当たって参考とした、市町村、経済団体、有識者等の意見などを、「改訂論点」と併せて「市町村、有識者、事業者等の意見」として掲載。

<論点に係る今後の検討>

- ・ 今回整理した論点については、今後、新たに「I Rに関する有識者懇談会」を設置し、議論を深めていくこととする。

(1) I R導入の意義

I R基本方針（特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針：令和 2 年 12 月）

I R施設は、民間事業者が設置・運営する「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」から構成される一群の施設であり、民間ならではの自由な発想で日本の伝統、文化、芸術等を生かした魅力的なコンテンツを提供するとともに、象徴的で先進性や他には見られない魅力を有する建築物により非日常的、印象的な空間を創出することで、国内外から多くの観光客を引き付けることを目指している。

I R施設は、カジノ施設と①国際会議場施設・展示等施設、②魅力増進施設、③送客施設、④宿泊施設から構成される一群の施設であって、民間事業者により一体として設置・運営されることが要件とされ、⑤その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設も含めることが可能とされている。

改訂論点

- 初めての区域整備計画の認定結果及び先行自治体の取組結果、I R制度の運用状況（I R整備法第 9 条第 11 項第 7 号：認定を受ける区域整備計画数は最大 3）
- コロナ禍以降の海外 I Rの動向と観光、M I C Eの需要動向
- 次期「観光のくにづくり行動計画」における課題（季節偏在、地域偏在など構造的課題への対応）
- 道内市町村の I Rに関する関心の内容

< I R区域整備計画認定結果及び先行自治体の取組結果 >

申請自治体	立地場所	認定等結果	備考
大阪府・市	大阪市 此花区夢洲	認定	令和 12(2030)年開業予定
長崎県	佐世保市 ハウステンボス	不認定	出資や融資の確実性に疑義
横浜市	中区 山下埠頭	申請プロセス中止	市長選挙後に申請取り下げ
和歌山県	和歌山市 マリーナシティ	認定申請県議会否決	区域整備計画の議決得られず

<北海道観光を取り巻く情勢と現状・課題>

- ・国際観光市場

2024年：コロナ前の2019年の水準まで回復（世界観光機関）

- ・訪日外国人旅行者

2024年：過去最高の3,687万人を記録（日本政府観光局）

- ・MICE誘致動向

2023年：国際会議件数は前年の2.5倍、対面開催がハイブリット開催を逆転

- ・北海道の観光現況

インバウンドは堅調に回復しているものの国内客は伸び悩み

東アジア圏が全体の約65%を占め、欧米豪の割合は低い傾向

宿泊客延数は道央圏に集中し、夏季をピークにインバウンドを中心に冬季に集中

⇒地域偏在・季節偏在が構造的な課題

<市町村意向調査における意見>

- ・IR整備への関心の有無

自らの市町村内にIRを整備することに関心がある	2市町村
道内にIRを整備することに関心がある	79市町村
関心・期待なし	98市町村

区分	主な意見の内容
IR整備による経済効果 についての意見 うち 関心あり 66市町村 関心なし 13市町村	地域経済への波及効果、観光客増加、富裕層の取り込み、 飲食・特産品など消費拡大、農業や漁業など一次産業の振興、 地域の活性化、雇用創出、税収増加、交流人口の拡大、 季節偏在・地域偏在といった課題の解決、新たな観光資源の創出
IRへの負の懸念 についての意見 うち 関心あり 21市町村 関心なし 15市町村	ギャンブル依存症の増加、不正な資金の流入、治安の悪化、 犯罪の増加、青少年への悪影響、カジノによる地域イメージ低下、 交通渋滞、オーバーツーリズム、生活環境への影響、 開発による環境への負荷、観光客の一極集中、地域経済の格差拡大

(2) 北海道IRの基本コンセプト

① 国際会議場施設、展示施設（MICE施設）

IR基本方針

民間の活力を生かしてこれまでにないようなスケールとクオリティを有するMICE施設を整備することにより、これまでにないような国際的な会議等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となることを目指し、政令で定める基準に適合することが要件。

なお、国際会議や展示会等の規模に応じて、国際会議室や展示スペースを間仕切りをして臨機応変に使用することは認められ、国際会議や展示会等を開催しない日に、スポーツイベントやコンサート等を開催し、誘客効果を最大化することも重要。

< I R整備法施行令におけるM I C E施設の規模要件>

カテゴリー	会議場施設 ※	展示等施設
カテゴリー①	「一般的な規模」 最大会議室の定員 1,000人～3,000人	「極めて大規模」 有効展示等面積 12万㎡以上
カテゴリー②	「大規模」 最大会議室の定員 3,000人～6,000人	「大規模」 有効展示等面積 6万㎡以上
カテゴリー③	「極めて大規模」 最大会議室の定員 6,000人以上	「一般的な規模」 有効展示等面積 2万㎡以上

※会議場施設全体の収容人数は、最大国際会議室の2倍以上。

[参考] ※観光振興課調べ

施設名	施設規模	備考
東京国際フォーラム	最大会議室の定員 5,012人	
札幌コンベンションセンター	最大会議室の定員 2,500人	新計画 ⇒ 3,000人～5,000人
東京ビックサイト	総展示面積 11万5,420㎡	
アクセスサッポロ	総展示面積 8,545㎡	新計画 ⇒ 15,000㎡

改訂論点

- 会議場・展示場の需要想定と規模要件のあり方
- 稼働率を高めるM I C E施設の多様な活用方策

<市町村、有識者、事業者等の意見>

- ・本道では、半導体、データセンター、GXなどの新産業が集積しつつあり、札幌都市圏とともに新千歳空港、国際拠点港湾を有するなど更なるM I C E誘致に期待。
 - ・大規模な国際会議場施設がないことで、開催されていない国際学会は多くある。
 - ・北海道で5,000人規模の会議場を回していくのは難しいのではないかと。
- (国内外のビジネス関連の集積や世界各国との国際線就航状況など大都市圏が優位)
- ・北海道内では、東京や千葉幕張レベルの展示場のニーズは高くないのではないかと。

<2023年J N T O国際統計 国際会議開催件数>

都市名	国際会議開催件数	うち中・大型国際会議
札幌市	48件	17件
東京都(23区)	311件	58件
横浜市	98件	27件
京都府	172件	29件
大阪市	45件	10件
神戸市	54件	15件
福岡市	79件	11件
北九州市	45件	11件

※中・大型国際会議：外国人参加者数50人以上、参加者総数300人以上

② 魅力増進施設

I R基本方針

世界に向けて、日本の魅力を発信し、世界中から観光客を集めることを目指し、我が国の伝統、文化、芸術等を生かした日本らしい魅力的なコンテンツを提供する施設。

<大阪 I Rの例>

- ・「ガーデンシアター（劇場）」「三道体験スタジオ（伝統文化等の展示場）」
- 「ジャパン・フードパビリオン（レストラン）」
- 「関西ジャパンハウス（工芸体験・物販施設）」「美術館」を整備予定。

改訂論点

○北海道ならではの各地域に根ざした魅力を伝える機能

<市町村、有識者、事業者等の意見>

- ・地域の魅力を広域的に発信する契機となることを期待。
- ・北海道の自然環境や食、歴史・文化、四季の魅力を世界に発信することが可能。

③ 送客施設

I R基本方針

来訪者を I R 区域に囲い込むのではなく、国内各地の魅力をショーケースとして紹介し、来訪者を国内各地に送り出して、実際に現地で体験していただくことにより、世界と国内各地をつなぐ交流のハブとなることを目指し、我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設。

<大阪 I Rの例>

- ・大阪 I R から大阪・関西及び日本各地に観光客を送り出すため、大阪・関西を中心に最新の交通・観光情報を紹介する質の高いショーケース機能と、旅行の企画・提案・手配をワンストップサービスで提供するコンシェルジュ機能を有した関西ツーリズムセンターを整備予定。
- ・「関西ツーリズムセンター」のほか、「バスターミナル」「フェリーターミナル」を整備予定。

改訂論点

- I R の効果を全道に波及させる送客機能の充実
- 全国への送客機能と合わせた道外からの誘客

<市町村、有識者、事業者等の意見>

- ・富裕層をはじめ海外からの新たな観光客による観光地訪問へのきっかけとなる。
- ・道内、国内航空路線を活かし送客機能を充実させることが可能。
- ・観光客が特定の地域に偏り、遠隔地がその恩恵を十分に享受できない可能性がある。

④ 宿泊施設

I R基本方針

MICE施設等の他のI R施設への来訪者の需要に対応するだけでなく、誘客施設の一つとして、高度化及び多様化する国内外の旅行者の需要に対応し、新たな宿泊需要を生み出すことを目指し、利用者の需要の高度化及び多様化に対応したものであって、政令で定める基準に適合するものであることが要件。

< I R整備法施行令における宿泊施設の規模要件 >

(参考)	諸外国のI Rの宿泊施設	日本を代表する宿泊施設の平均※
スイートルームの最小客室面積の平均 (㎡)	65.6	58.7
最小客室面積の平均 (㎡)	40.0	29.0
客室数	総客室数の平均	2,495
	スイートルーム数の平均	617
	スイートルーム割合の平均 (%)	19.2

※「帝国ホテル東京」「ホテルオークラ東京」「ホテルニューオータニ東京」の3施設の平均。

[参考：帝国ホテル東京]

- ・スイートルームの最小客室面積 42 ㎡
- ・最小客室面積 32 ㎡
- ・客室数 909 室
- ・スイートルーム室数 45 室
- ・スイートルーム割合 4.9%

[参考：札幌グランドホテル]

- ・スイートルームの最小客室面積 59 ㎡
- ・最小客室面積 21 ㎡
- ・客室数 494 室
- ・スイートルーム室数 6 室
- ・スイートルーム割合 1.2%

※観光振興課調べ

改訂論点

○富裕層向けをはじめ宿泊施設の需要想定と規模要件のあり方

<市町村、有識者、事業者等の意見>

- ・道内では、富裕層が宿泊するホテルのスイートルームが足りていない。
- ・一定のホテルの質などで、国際会議の誘致を逃したことがある。
- ・ビジネスからハイグレードホテルまで、既に比較的幅広くある。
- ・北海道には、大都市圏にあるハイクラスのビジネス需要は多くない。

⑤ その他の施設

I R基本方針

①から④までのいずれにも該当しない施設であって、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設。

地域の創意工夫や民間の活力を生かしてI R施設への集客力を高めるために設置することが可能。地域の創意工夫や民間の活力を生かして、ビジネスからレジャーまで、大人から子どもまで、外国人でも日本人でも、幅広い客層が楽しんだり利用できる施設となることが期待される。

<大阪 I R の例>

- ・大阪 I R におけるエンターテインメントの中心施設としての劇場、夢洲シアターを設置。
- ・夢洲シアターでは年間を通じて安定的な来訪を促すイベントプログラム等の導入を予定。
- ・このほか、イベント会場等を整備予定。

改訂論点

○北海道の魅力を活かし、I R の各施設の稼働率を引き上げ、国内客、家族、多世代が楽しむことができるこれまでにない集客施設

⑥ I R 施設総体、事業運営

I R 基本方針

区域整備計画の認定審査にあたっての評価基準として、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与」において、周囲の景観や環境と調和したものが求められているほか、「経済的社会的効果の観点」からは、観光や地域経済への効果、2030 年の政府の観光戦略の目標達成への貢献が挙げられており、「I R 事業を安定的・継続的に運営できる能力及び体制」については、I R 事業者の事業遂行能力、長期的な事業継続といった財務面の安定性などが求められている。

<大阪 I R の例>

- ・I R 施設の建設等に係る投資額と産業連関表を用いた経済波及効果の推計。
- ・建設段階での雇用創出効果。
- ・I R 区域来訪者による旅行消費額見込みと産業連関表を用いた経済波及効果の推計
- ・地域経済への効果を持続的に波及させるための取組。
- ・地元調達、地域資源の発掘及び地域ブランディング、送客強化 など

改訂論点

○I R 施設の事業運営を通じた効果の明確化

○大都市圏とは条件が異なる地方における継続的な事業運営のあり方

○地方の特性が発揮できる施設要件の緩和などの I R 整備法の施行状況

※I R 整備法第4条において I R 整備計画認定の日から起算して5年後に法律の施行状況の検討を加えることとされている

<市町村、有識者、事業者等の意見>

- ・I R が北海道にどのような効果をもたらすのか、道内に循環していくマネーフローなど根拠を示していくことが重要。
- ・I R 収益の地元還元や I R 運営に対する地元経済界の関与などの観点から、少数株主であっても I R への地元企業等の出資は重要。
- ・施設の建設のみならず事業運営には多額の費用を要する。巨大な施設から得られる収益が計画どおりにならないリスクがある。
- ・整備計画を策定する地域側の立場から国に様々な提案・要望を行うことは必要。

(3) 優先候補地

I R基本方針

I Rは、国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的社会的条件からみて、I R区域の整備を推進することが適切と認められる地域でなければならない。

国際空港、国際港湾、鉄道ターミナル駅等から現地までの公共交通機関の所要時間、運行頻度、輸送力等から見て、国内外の主要都市との交通の利便性に優れた地域であることが求められる。

改訂論点

- 各施設の機能を最大限に活かした北海道らしいI Rを実現に資する候補地の条件
- 環境への配慮、インフラ整備、立地自治体のまちづくり等との整合
- 苫小牧市の取組状況

(4) 社会的影響対策の方向性

I R整備法・施行令・基本方針

① I Rにおけるカジノ規制

- I Rにおけるカジノは、カジノ管理委員会の免許制（有効期間3年・更新可）。
- カジノ事業関係者（主要株等、カジノ施設供用事業者、施設土地権利者、カジノ関連機器メーカー等）についても、免許・許可・認可制。
- カジノの床面積の上限は、I R施設の床面積の合計の3%。
- 本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限。本人・入場回数を確認手段として、マイナンバーカード及びその公的個人認証を義務付け。
- 20歳未満、暴力団員、入場料未払者、入場回数制限超過者は、カジノ施設入場禁止。
- 日本人等の入場者に対し入場料6千円/回（24時間単位）を賦課。
- カジノ事業者に対し、カジノ行為粗利益の15%ずつを国及び都道府県等へ納付。
- 納付金に相当する金額を観光・地域経済・文化芸術等の振興、社会福祉の増進などに関する施策に必要な経費に充当。

<ギャンブル等依存症対策>

- 国では、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年）を制定し、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定。
- 都道府県においてもギャンブル等依存症対策推進計画を策定。

<令和7年3月策定「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」のポイント>

- ・公営競技のオンライン化への対応

→オンラインで行われるギャンブルにはギャンブル等依存症につながりやすい特徴があるとの指摘

- ①アクセス制限制度等の利便性向上及び効果的な周知
- ②インターネット投票データ等を分析した効果的なギャンブル等依存症対策
- ③クレジットカード等後払い決済の見直しの検討

- ・若年者対策の強化
 - 〔 →医療・相談現場において、若年者からの相談が増加しているとの指摘
 - ① SNS等を活用するなど、若年者へ向けた普及啓発を強化
 - ② 地域において教育委員会等との連携を強化
 - ③ 各相談窓口において、電話に加え多様な相談手段を検討
- ・オンラインカジノに係る取組の強化
 - 〔 →近年、オンラインカジノサイトへのアクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘
 - ① 取締りの強化
 - ② オンラインカジノの違法性等の周知
 - ③ オンラインカジノサイトへのアクセス対策
 - ④ オンラインカジノの決済手段対策

改訂論点

○ギャンブル等依存症の現状と対策（ギャンブルのオンライン化等）

<市町村、有識者、事業者等の意見>

- ・ カジノによるギャンブル等依存症の増加、不正な資金の流入、治安の悪化、犯罪の増加、青少年への悪影響といった懸念やリスクがある。
- ・ レスポンシブル・ゲーミングの考え方が国においても取り入れられ、業界の責任について言及されるようになった。
- ・ I Rのカジノ制度の仕組みを確認するのではなく、ギャンブル等依存症対策推進法の趣旨を踏まえ、ギャンブル等依存症を取り巻く現状についての確認が重要。

※Responsible Gaming（責任あるゲーミング）

ゲーミングに関連して起こる可能性がある害について、予防し、最小化ためのフレームワークとその実践のことを意味する用語

3. [改訂]「統合型リゾート（I R）に関する基本的な考え方」の構成

I. はじめに

- ・ 経緯等

II. 導入の意義

- ・ I R制度
- ・ I Rを取り巻く環境の変化
- ・ 北海道における I Rに関する認識

III. 北海道らしい I Rコンセプト

- ・ I Rの事業運営、経済効果の方向性など北海道 I Rのあり方
- ・ 整備する施設の機能、規模
- ・ I Rにおけるカジノと関連する社会的影響に対する対応
- ・ 立地（候補地）の条件

IV. まとめ

- ・ I Rに関する対応方針